

特許権	判決年月日	平成31年2月6日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10031号		
<p>○ 名称を「携帯用グリップ」とする発明について、原告主張に係る阻害要因の有無について審決書に具体的に説示しなかった審決は違法であるものの、かかる違法は結論に影響を及ぼさないから、これをもって審決を取り消すべきものではなく、本願発明は、引用発明に周知技術を適用することにより容易に発明をすることができたものであるとした事例。</p>				

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項, 157条2項4号

(関連する権利番号等) 特願2016-546535, 不服2017-12887号

判 決 要 旨

1 名称を「携帯用グリップ」とする発明について、特許庁は、本願発明は進歩性を欠くとして、拒絶査定不服審判請求は成り立たない旨の審決をした。

これに対し、原告は、本件審決は進歩性の判断において阻害要因を全く検討していないことなどから手続に違法があり、また、本件審決は容易想到性の判断を誤ったものであるとして本件訴訟を提起した。

2 本判決は、以下のとおり、本件審決の手続には違法があるものの、当該違法は結論に影響しない、本願発明は、引用発明に周知技術を適用することにより容易に発明をすることができたものである、などとして原告の請求を棄却した。

(1) 手続違背

発明の進歩性については、引用発明に周知技術を適用する動機付けのみならず、適用を阻害する要因の有無、予測できない顕著な効果の有無等を併せ考慮して判断すべきである。原告は審判において阻害要因があることを基礎付ける事実を主張しているのであるから、阻害要因の有無について審決書に具体的に説示しなかった本件審決は、特許法157条2項4号の要求する理由が十分に記載されていないものとして、違法なものといわざるを得ない。

しかし、同号が審決書に理由を記載すべき旨定めている趣旨は、審判官の判断の慎重、合理性を担保しその恣意を抑制して審決の公正を保障すること、当事者が審決に対する取消訴訟を提起するかどうかを考慮するのに便宜を与えること及び審決の適否に関する裁判所の審査の対象を明確にすることにあることに照らせば、かかる手続違反のみをもって、実体と無関係に本件審決を取り消すべきものということとはできないところ、引用発明に周知技術を適用することにつき阻害要因があるということとはできない。

したがって、前記違法は結論に影響を及ぼすものではなく、これをもって、本件審決を

取り消すべきものということとはできない。

(2) 容易想到性

引用発明と周知技術は、同一の技術分野に属し、これらの課題や作用・機能は共通し、引用例には周知技術を適用することの示唆があるから、引用発明に周知技術を適用して本願発明に至る動機付けがあるというべきである。

引用発明の技術的意義は、2個に区別して理解されるものであって、引用発明に周知技術を適用しても、一方の課題解決のための作用・機能は何ら阻害されるものではない。周知技術を適用した場合に、もう一方の課題解決のための作用・機能が阻害されることがあったとしても、これをもって、引用発明に周知技術を適用することを阻害する要因があるということとはできない。したがって、引用発明に周知技術を適用することにつき阻害要因があるということとはできない。

よって、相違点に係る本願発明の構成は、引用発明に周知技術を適用することにより当業者が容易に想到できたものというべきである。